

令和3年度第2回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会  
議事録

1 日時：令和4年2月16日（水）午後2時15分から3時30分まで

2 場所：小笠原村役場本庁会議室A、小笠原村母島支所大会議室、  
webEXによるオンライン会議室

3 出席者：

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	飯沼 雄司
	(一社)小笠原村観光協会	中村 哲也
	(福)小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子
	(特非)小笠原自然文化研究所	堀越 和夫 <会長>
	(公社)東京都獣医師会	高橋 恒彦
	OPOの会(父島)	宮川 空
	299の会(母島)	有賀 文子
事務局	環境課	嶋、安藤、井上、尾山
請負事務局	(株)プレック研究所	酒井、宮脇、山田

(敬称略)

4 議題及び議決

議題第1号：犬の繁殖を防止するための措置等について

議決：犬の適正飼養に関する規定はするべきだがその内容については継続審議とすること  
について賛成8人、反対0人で可決。

5 配布資料

資料1 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例の規程による諮問について

資料2 犬の適正飼養に関する検討の経緯

資料3 犬の登録状況

資料4 台帳データの集計結果

資料5 イヌの飼い主へのヒアリング調査

資料6 国や他地域における犬の適正飼養に関するルール of 制定状況等

参考資料1 小笠原村議会総務委員会 速記録一部抜粋

参考資料2 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令等の施行について

6 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 会議成立の宣言等

会長から、委員の過半数が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に  
成立したことが宣言された。

#### (4) 議事録署名人の指名

会長により、議事録署名人として中村委員と松林委員が指名され、両委員が承諾した。

#### (5) 議事

議題第1号：犬の繁殖を防止するための措置等について

○事務局：(事務局より資料説明)

○堀越会長：村からの諮問に対する審議会からの答申として、イヌの適正飼養に関する規定は必要がないとするか、何かしら必要があるとするか、議論の上、答申をまとめられればと考えている。なお、規定の具体案を出すのは、次回以降とする想定である。まずは資料説明に対して、質疑があればご発言いただきたい。

○高橋委員：現状、イヌの飼育に関して問題が起きているのか、咬傷事故等が起きているのかどうかを教えていただきたい。

○堀越会長：小笠原村でのイヌの飼養状況、咬傷事故の事例については、後ほど事務局より説明いただく予定としている。イヌの飼養頭数はネコとともにこの10年間で激減しており、特に雑種や小型犬が増えるなど、飼い方が変化している印象を抱いている。全国的にこの傾向がみられているのか。それとも小笠原が特殊なのか。

○高橋委員：感覚として、13年程前に島内でゴールデンレトリバーやラブラドルレトリバーが増えた時、都会でも大型犬のブームがあった。その前はハスキーブームもあった。良い悪いは別としてブームと言うものは確かにある。現在はトイプードルやチワワ等の小型犬にシフトしている。また、最近は純血種よりも純血種同士を掛け合わせたミックス(ポメプー、チワックス等)も人気が高い。小笠原での飼養頭数の減少については、私も不思議に思っている。世界遺産に登録されたことで島民の意識が変わったということなのか。島の方にお尋ねしたい。

○中村委員：私もイヌを飼っているが、減少の理由について特に感じることはない。私が飼っている犬(複数頭飼養)に関していえば、天寿を全うしたものが減ったという認識である。

○有賀委員：母島では、飼い主が歳を取り、散歩のいらないネコに移行している、ということは考えられるのではないかと。内地の私の実家の周りでも、同様のことが起きている。

○松林委員：私が感じる変化としては、この10年で都営住宅のすべての掲示板にペット禁止と書かれるようになったことである。それまでは都営住宅でも多くのイヌが飼われていたが、ペットが死んだあと、新たなペットを迎えづらい雰囲気があるのではないかと。子供のアレルギーが世間で取り沙汰され、東京都小笠原支庁土木課の住宅担当は、前の住人が飼うペットのせいで次の人が住めなくなる可能性があるということのアピールしている。新しく入居する人はルールを守り、イヌを飼わないのだと思う。

○有賀委員：母島も同様である。ネコは室内飼いをしていれば目立たないが、イヌはどうしても散歩時などに目立ってしまうため、ペット禁止のルールの中では飼いにくいだろう。

○堀越会長：マイクロチップについて、過去の動物派遣診療の際にイヌに対しても無料で挿入したと記憶しているがいかがか。避妊去勢手術はどうか。

○高橋委員：マイクロチップについては、初年度はネコのみ無料で挿入していたが、後半はイヌにも実施したような気がする。避妊去勢手術については、初年度はネコを優先し、その後、慣れてきたらイヌにも施術したように記憶している。

※後日確認：手術費はネコ無料、イヌ有料(事務局)

- 堀越会長：島で飼われている4～5歳以下のイヌに関しては、派遣診療ではなく別の場所でマイクロチップを挿入したということか。それとも動物対処室で実施したイヌもいるのだろうか。
- ※後日確認：動物対処室でのイヌへのマイクロチップ挿入実績なし（事務局）
- 高橋委員：村の意向として、同じペットを飼うならばネコよりもイヌを飼っていただきたいというのはあるのか。飼育の目的は様々だが、飼育頭数が減ることをどのように捉えるのか。自然環境にとって良いことだから、島にとっても良いことと捉えるのか。皆にとって良い状況が理想だが、どれぐらい飼われていることが良い状況なのか。個人的には飼育頭数を0にすることは良いことだと思わないが、事故や苦情があって頭を悩ませているのであれば、飼育頭数の減少は歓迎すべきことなのかもしれない。その点について教えていただきたい。
- 事務局：正しく飼っていただければ、飼育頭数を減らしたいとの考えはない。飼育世帯が増える分には問題無いが、1世帯が管理できないほどたくさんペットを飼うことは問題と認識している。
- 堀越会長：咬傷事故の話が出たので、飯沼委員より事例をご紹介いただきたい。
- 飯沼委員：平成20年から令和3年までの村内のそのような情報を整理したところ、咬傷事故は4件あった。逸走事故については、小笠原はそれほどなく、観光客が逃がした例がある程度である。伊豆諸島での事例を調べたところ、逸走して捕獲できなかったのは2件。そのうち1件は最近運よく捕まったようだが、もう1件は見つかっていないようだ。どちらもいわゆる保護犬の逸走で、飼育放棄されたイヌを保護犬として迎え入れたところ、飼育開始後すぐに逸走したとのことである。その他、ブタについても逸走事例等があるようである。
- 事務局：咬傷事故について補足だが、事故が起きた際は保健所に届け出ることが義務となっている。先ほどの4件というのは、あくまで届出のあった事故の数であり、届出のない事故については把握できないということになる。
- 宮川委員：届出は噛んだイヌの飼い主が行うのか。
- 事務局：その通りである。保健所に連絡し、狂犬病ワクチンの接種の有無等を確認しなければならない。
- 高橋委員：記憶の限りでは、事故後48時間以内に届け出て、72時間以内に狂犬病鑑定を開始しなければならない。ワクチン接種済みのイヌの事故であれば2回の鑑定で陰性が出れば終了するが、未接種であれば3週間の経過観察が必要となる。その間、狂犬病に罹患していないか獣医師の診察を受けることになるが、父島には獣医師が常駐しているから良いが、母島で起きた場合に誰が鑑定するのかという点は、法律的観点からして疑問である。
- 有賀委員：噛んだ側、噛まれた側のどちらも届出等を行えばわからないということか。去年の秋に事故があり、ひどく腫れてしまい、現在内地で治療を受けているイヌがいる。
- 高橋委員：噛んだイヌの飼い主が届け出て、保健所がその旨を把握し、狂犬病鑑定を行うという部分のみ、法律で定められている。あとはすべて民事的な話となる。
- 有賀委員：その話は多くのイヌの飼い主が知っていることなのか。
- 高橋委員：内地の例では、このことを知らない人が多く、大抵の場合は揉めた時に知る。自身の勤務する病院では、年に何件か鑑定を行っている。噛まれた人が腫れて内地に診療に行っているとすれば尾を引く問題だと思うが、狂犬病予防法の範疇は超えている。
- 堀越会長：細かな話含め、本日議論しきれないことについては、次回以降も継続して議論したい。高橋委員の質問に答えると、中・大型犬による事故は起きている。イヌ同士の事故もある。しかし、少なくとも個人的な印象としては、このような事故が起きているからといってイヌの飼育を禁止する方向にはならないだろう。自身も大型犬を飼っていたからそう思ってしまうのかもしれないが、他の委員はいかがか。

- 宮川委員：現状、イヌやネコを飼うことへのマイナスな印象はないかと思う。ただし、小笠原の場合は住宅事情が大きく影響しており、都住などで飼いにくくなっているということはある。新しく一軒家を建てた方が新たに飼育する例はあると思う。
- 堀越会長：小笠原でイヌを飼うこと自体は、全く問題がないだろう。イヌのヒアリングについては、飼い主の8割から回答をいただいているようだが、残りの飼い主にも引き続き回答を依頼するのか。それともここで一旦切るのか。
- 事務局：残りの方はコンタクトを取ろうとしても応じてもらえない方が多く、これ以上無理に連絡を取ることはしない方針である。
- 宮川委員：小笠原での島イヌ文化についてはこの審議会ですべて初めて知った。島イヌというと一般的には沖縄に事例があるように特定の犬種が何代にもわたって残っているものを想像する。自身が知る範囲では、小笠原のなかでは最大2世代ぐらいで、この言い方では誤解を生むのではないか。
- 堀越会長：母島の有賀委員は島イヌ文化を知っていたか。
- 有賀委員：知らなかった。宮川委員と同じく、沖縄の文化という印象を持つ。
- 堀越会長：大東島の文化かと思う。次の審議までに、議会で島イヌ文化について発言された議員も含め、島民の島イヌ文化への認識について情報収集していただきたい。自身が知る限りでは、島内に水かきのあるイヌがいたことがある。アンケートで「知っている」と回答した24%の方にヒアリングしても良いかもしれない。他に質問はあるか。
- 有賀委員：ヒアリングの問10について、ノーリードで散歩した際のトラブルについて回答があるが、母島ではノーリードで散歩している例を見たことがない。父島ではあるのか。
- 宮川委員：一般的ではないが、無人のビーチで放していた時に他の人やイヌがやってきたという例はある。ただし、以前よりは減っていると思う。
- 事務局：自然公園法等での考え方を参考資料2に整理しているが、ノーリードに関する規制はない。
- 堀越会長：東京都に園地に関する規制があったと思うがいかがか。
- 請負事務局：都では、都市公園において、ノーリードを禁止するルールを設けている。
- 事務局：都の規制についても、次回審議会までに整理を行う。
- 若松委員：自然公園法についてご説明する。自然公園の中では様々な規制によって、景観や自然環境が守られているが、中でも特別保護地区では、動物を放すことについて規制が設けられている。特別保護地区というのは、自然公園の規制のレベルの中で最も厳しい地区である。父島でいうと、東側の海岸、夜明道路のあたりである。規制を守らなければ法律違反ということになるが、動物を放すという解釈も様々あるため、これについても参考資料2に記載がある。動物が鎖やリードで繋がれている場合は放すことに該当しないが、鎖等もなく自由に動ける状態になれば放すということに該当する。しかしこれもケースにより、盲導犬、介助犬を飼い主の近くでリードなしで休ませている状態は放すには該当しない。景観や自然環境を破壊する可能性のある動物が放たれた際に適用される規制と認識いただければと思う。
- 事務局：自然公園法では、街中でのノーリードでの散歩に関する規制がないということである。他に該当する規制があるのかどうかについては整理したいと思う。
- 飯沼委員：動物愛護管理法にノーリードに関することは明記されていないと思うが、東京都では動物愛護管理法に基づいて条例を定めており、その中でノーリードを規制しているかと思う。また、母島でも浜でノーリードにする事例はあり、問題になったというケースもある。
- 堀越会長：自然公園法についてはご説明の通りだが、狂犬病予防法、動物愛護管理法、都条例、鳥獣保護管理法等の法律関係については次回までにまとめていただきたい。恐らく結論としては、イヌの逸走に関する規制は動物愛護管理法にしか記載がないのではないか。人間社会において放置されたイヌや、人間や生態系に悪影響を及ぼすイヌがいたらどうなるか、そこがしっかり周知されていれば条例で規制する必要はない。小笠原でこうしたケースが当てはまるのかどうか、逸走して捕まらないということがあり得るだろうか。

- 飯沼委員：怖いのは保護犬である。内地では、逸走したイヌを捕まえるため職員総動員で探すこともある。
- 堀越会長：ヒアリング結果によると、イヌを島の中で入手した人が9%いて、その他は内地から入手していることになるが、保護犬は2割もいるようだ。逸走して帰ってこないイヌが出る可能性もあるかもしれないという認識でよいか。
- 高橋委員：現在、東南アジアにいるような雑種の野犬が保護犬となるケースは少なく、ブリードに使っていて繁殖ができなくなったイヌが多数出てきているという状況である。そのため、ポメラニアンやトイプードル等の血統書付きのものも多い。飼い主の善意を利用してそれらを供給する者があり、従来の保護犬・里親の関係とは少し違うものになっている。島では、保護犬というくくりよりも、犬種や体サイズで整理した方が良いのではないか。
- 飯沼委員：伊豆諸島の保護犬の事例は中型犬が多い。
- 高橋委員：10年ぐらい前にいたような保護犬は放浪する自由を求めるため、逸走した場合に戻らない危険性はあるかもしれない。ただ、今後はそのようなイヌは減るのではないか。
- 堀越会長：保護犬というくくりでの整理が果たして良いのかどうかは検討が必要だが、危険性があるということはこの場で認識してよろしいか。
- 中村委員：野生化のリスクが0ではないということは言えるが、危険かどうかはまた別の話かと思う。
- 堀越会長：野生化の危険性について、ネコも当初はわかっていなかった。例えば北海道では、冬を越せないため野生での繁殖リスクは低い。一方小笠原では捕食者がおらず、エサとなるネズミがあり、冬がないため、繁殖リスクは高い。ではイヌはどうなのか。検討に当たって、野生動物、世界遺産価値にどのような影響を与えるのかを評価する必要があると考える。奄美では野犬が絶滅危惧種や天然記念物を高頻度で捕食していたことがわかっている。沖縄では現地のNPOによるとヤンバルクイナが捕食されて危機的な状況にあるという。屋久島ではヤクシカさえ捕食されているようだ。海洋島のような小さな島の中でイヌが放たれた事例についてもっと知りたいと思っている。国内に限らず、海外の事例でも良い。イヌが自活できるかどうか、できないにしても生態系にどのような影響が出るのか、審議にあたって客観的な情報がほしい。小笠原で危惧すべきは鳥類への被害のため、鳥類の専門家や環境省等にヒアリングすることも大事かと思う。もしくは専門家を特別委員として招聘するのも良い。
- 宮川委員：ネコの場合は山中で年に2回繁殖していると聞く。さらに1回の繁殖で5頭ほども生まれる。だから危険であるという基礎情報が犬前提にあったと思うが、イヌではどうか。繁殖制限を検討するにあたっては、これらの基礎情報も必要ではないか。
- 堀越会長：ネコ対策を開始した際も、直接他の動物を襲っている様子が見撃されていない中で、海外の事例をもとに小笠原でも大きな影響が出ているだろうとワークショップで合意がとれたことで対策が進んだ経緯がある。本日結論を出す必要はないが、審議するにあたって必要な情報があればこの場でご発言いただきたい。自身としては、猟犬等の一部の犬種が放たれれば鳥類を捕食するだろうと考えている。
- 高橋委員：イヌは何でも食べる。特に猟犬はよく食べる。イヌからすれば、食べるというよりも胃にしまうという感覚かもしれない。繁殖については、イヌの発情は年に2回で、小型犬は一度に1~2頭、大型犬は10~12頭ほど生む。震災の例でも、イヌが放たれて山中で繁殖して増えているということがあるため、繁殖の可能性はゼロとは言えない。ただその可能性がどのぐらいあるのか。内地ではどの公園でもノーリードを禁止しているように思う。20年程前はノーリードが多く見られ、恐らく飼い主にとってはノーリードで歩けることがある種の自慢だったのだと思うが、最近ほとんど見られなくなった。しかし自身も島に移れば、誰もいない海岸でイヌを放してやりたくなると思う。ヒアリング結果にドッグランを作って欲しいという要望があるのも同じ感情かと思う。放しても良いエリアを作るのも1案のように思うがいかか。野生鳥獣の捕食についてはあまり聞いたことがないが、散歩中にネズミを啜えたりするので、餌の少ない環境であればあり得ると思う。

- 堀越会長：小笠原には街中に絶滅危惧種が出てくるという特殊性がある。10匹程度をリードで散歩させるようなことがあれば、国立公園内だけでなく、街中でも捕食の危険性があるということである。個人的には小笠原ではイヌが適正に飼われているという印象を抱いている。何も規制がない中で、避妊去勢やMC装着率が高く、屋外飼育も少ない。大切に飼われているという認識である。ネコとは最初の一步が違う。しかし、この10年で困った問題もあった。秋田犬のブリーダーがやってきた際、ほとんど躰がされていないせいで犬同士の咬傷事故も起きていた。保護犬の話は危険であり、今後逸走が起きる可能性はゼロではない。イヌの適正飼養については、条例で規定しておいた方が良く自身は考えている。しかし、飼養登録、MC装着、避妊去勢手術、頭数制限等が規制の具体手法は様々ある。本日結論を出すのは難しいが、この島でどのようなルールを設けるのか、商用目的のブリーダーを防げないのか等、次回以降に議論していきたいと思っている。
- 宮川委員：本条例は地域に根差した条例のため、地域の現状に合ったものとした。まだ起きていないことを案じて強い規制をかけることについては、飼い主の会として抵抗を感じる。科学的な根拠をもって、地域の皆が納得できる形となるよう進めたいと思う。審議を継続することについて同意する。
- 中村委員：宮川委員と同意見で、世界遺産という大義の中で自然環境を守らなければならないという点は無視できないが、それはあくまで遺産保全上の都合であって、一飼い主にとっては縛られているという感覚を持たれることが危惧される。検討にあたってはそこをしっかり見据えていく必要があり、生態系へのリスクがあるかもしれないという推測だけで、厳しいルールを設定するのは良くないと考えている。継続審議については問題ない。
- 若松委員：環境省は世界遺産管理をしている立場だが、率直な感想として、伊豆諸島で逸走したイヌが見つからなかったというのは気になる部分である。ただし、現時点で小笠原には野イヌがおらず、イヌは適正に飼養されている。ノイヌは希少動物へ悪影響を与える存在としてはしているが、ハンティング能力、繁殖能力が高いノネコと比較すれば相当リスクは低い。その点を踏まえ、イヌ・ネコでバランスの崩れた規制にならないようにする必要があると思う。審議は継続で構わない。
- 松林委員：小笠原においてイヌはペットとして愛されるべき動物かと思う。一方で、繁殖となると大きなイヌからは沢山生まれ、子犬はやはり母犬のもとで育つべきであるが、この島ではそれを叶えられないのではないかと。小さいイヌも同じかどうかはわからないが、多頭飼いでできる環境がこの島にはないと思う。散歩で欲求不満になるようなイヌを飼うのはいかなものか。犬種による性格の違いなども考慮する必要があるかと思う。
- 飯沼委員：継続審議については同意する。条例で人とペットと野生動物の共存を目指す中で、頭数制限、繁殖制限、MC装着を全て実行すると野生動物を重視することになり、全てを実行しなければペットを重視することになってしまう。ネコによる野生動物への被害は明確だが、イヌによるリスクが明確でない中で、過度な制限をかけることは現時点では難しいと考えている。野犬による被害など、海外の事例も踏まえ、考えていく必要がある。
- 有賀委員：大型犬、小型犬という違いがあれば、飼い方も人それぞれだが、飼い主のモラルが問われるかと思う。大きな犬を満足させるだけの環境をこの島で作ることは難しい。情報収集がもっと必要かと思う。母島はイヌの頭数が少なく、いずれもしっかり飼われているので、あまり課題を感じていない。父島で50頭を超えているということは驚きである。継続審議で良いと思う。
- 高橋委員：継続審議で良いかと思う。大型犬と小型犬の違いもあり、島という特殊性もある。引き続き検討が必要と考える。
- 堀越会長：イヌの適正飼養については、必要性の有無も含めて継続審議とする。次回の審議会

では、行政にフォローアップいただきたい点についても提言できたら良いかと思う。個人としては、海外事例を含め最悪の状況を把握したいと思っている。また、島イヌ文化についても詳細を把握したい。最終的にはリスク評価も必要かと思う。イヌは適正飼養さえ守れば楽しく飼えるペットであるという認識のもと、強い規制をかけることなく進めたいと思う。

(5) 閉会